



# 税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<http://zeisou.net/>

第 204 号

平成 27 年 8 月 1 日

税相だより  
発行協力会

北九州市小倉北区  
紺屋町13-1  
毎日西部会館4F  
TEL 531-2431



## 戸畑祇園大山笠・幟大山笠 (ウエルとばた展示)

戸畑区の伝統行事「戸畑祇園大山笠行事」は国の重要無形民俗文化財に指定されています。

その特徴は、昼の幟山笠が夜になると提灯山笠に姿替えることです。

幟山笠は、高さ 1.8m の台座に勾欄付の台をすえ、紅白のラシャ地に黒のビロードの縁取りを施した 12 本の幟を立て、前面に「前花」、背面に「見送り」を飾ります。台枠の組み立てには、釘を 1 本も使わず「ふじかずら」の根で締め付けます。

提灯山笠は、高さ 10m、12 段 309 個の提灯に彩られた光のピラミッドへ姿を変えます。提灯を次々と組み上げて行く手さばきの速さは圧巻です。

## ● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号バイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779
戸畑税務相談所	〒804-0082	戸畑区新池2丁目2番4号重松ビル2階	TEL 871-7651 FAX 871-7656

# 平成 28 年 1 月 1 日から マイナンバーの利用が開始されます



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

会員の皆様におかれましては、マイナンバーという言葉はお聞きになったことはあると思いますが、マイナンバーについて内容を知らない方も多いのではないのでしょうか。マイナンバーは、事業主だけでなく従業員を雇ってれば、従業員のマイナンバーも年末調整等をする上で必要になります。まずは、個人番号カードを取得するには、いつ、どうすればいいのかを御理解いただくための一助になれば幸いです。

## 1. マイナンバーとは…？

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ 12桁の番号 のことです。マイナンバーは、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので、大切にしてください。

## 2. 自分のマイナンバーはどう知るの？

平成 27 年 10 月から、住民票を有する全ての人に、1人1つのマイナンバー（個人番号）が、市町村から 住民票の住所に簡易書留にて通知されます。外国籍でも住民票のある方は対象となります。（住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移して下さい。）

## 3. 通知番号カードとは何のこと？

本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。

## 4. 個人番号カードとは何のこと？

マイナンバー（個人番号）の通知後に市町村に申請すると、身分証明書や様々なサービスに利用できる個人番号カードが交付されます。 ※ 取得は任意です。



※個人番号カードを取得するにあたって、ご不明な点がありましたら  
お気軽に最寄りの税務相談所か下記に問い合わせてください。

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

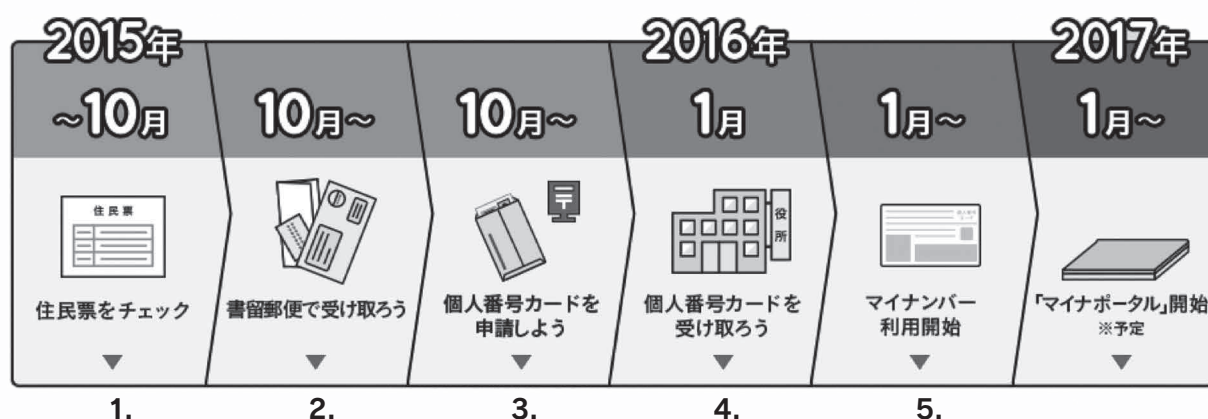
0570-20-0 1 7 8 (全国共通 ナビダイヤル)

平日 9 時 30 分～17 時 30 分（土曜日・年末年始を除く）

※一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405 におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。※外国語対応（英語）は 0570-20-0291 におかけください。

## マイナンバー制度のスケジュール



### 1. 住民票の住所をチェック（～2015年10月）

マイナンバーの通知は、住民票に記載されている住所に郵送されます。

### 2. 書留郵便で通知カードを受け取ろう（2015年10月～）

マイナンバーの通知は、書留郵便で世帯主あてに発送され、届いたら通知に記載されている自分の個人番号が確認できます。

### 3. 個人番号カードを申請しよう（2015年10月～）※個人番号カードの取得は任意です。

マイナンバーが通知されたあと市町村に申請すると、ICチップ付きの個人番号カードを交付してもらうことができます。申請書と返信用の封筒がマイナンバーの通知と一緒に郵送されてくるので申請書に本人の顔写真を貼付して郵送で申請できます。

### 4. 個人番号カードを受け取ろう（2016年1月～）※個人番号カードの取得は任意です。

この時期から個人番号カードの交付が始まりますが、受け取る際に本人確認が必要なので原則、市町村の窓口へ赴くことになります。※詳細については、お住まいの市町村にお問合せください。

### 5. マイナンバー利用開始（2016年1月～）

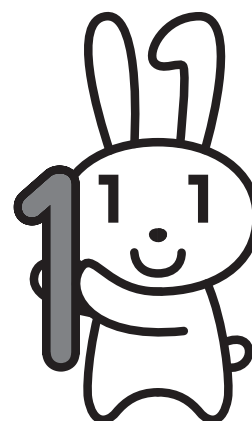
税の分野では、税務署に提出する申告書、法定調書など税務関係書類に記載が必要となります。

## 税の分野の番号記載が必要な時期

番号の記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書から	（平成28年分の場合） 平成29年2月16日から3月15日まで
法定調書（注）	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

（注）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。



# 税の分野のポイント

事業主は従業員のマイナンバーを取り扱うことになります！



## ポイント① 利用目的をきちんと明示し、本人確認も厳格に！

＜マイナンバーを取得するときは、利用目的を特定して示しましょう。＞

「源泉徴収票作成と健康保険・厚生年金保険届出事務に利用します。」など  
 ＜複数の目的で利用するときは、目的をまとめて示しても構いません。＞

＜本人確認では、次のポイントに注意します。＞

- ◆ 正しい番号であるか？（番号の確認）
- ◆ 手続きを行っている人が正しい番号の持ち主であるか？（身元の確認）

※個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。



## ポイント② 税務関係書類に番号を記載する必要があります！

＜源泉徴収票や給与所得者の扶養控除申告書に  
 従業員や扶養親族のマイナンバーを記載します＞

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書						イメージ
所轄税務署長等 京橋	給与の支払者の名称(氏名) 東京国税商事 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 コクセイ タロウ 国税 太郎	生年月日 45年 1月 20日	あなたの氏名 国税 太郎	あなたの税別 本人	扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出
税務署 千代田 市区町村長	給与の支払者の法人(個人)番号 918765432109987	あなたの個人番号 123456789012	あなたの住所 東京都千代田区千代田	あなたの住所 東京都千代田区千代田	あなたの住所 東京都千代田区千代田	扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出
区分等	氏名及び番号	給与の支払者の「個人番号又は法人番号」を付記します。	給与所得者の「個人番号」を記載します。	控除対象配偶者や扶養親族の「個人番号」を記載します。	扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出	扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出
A 控除対象配偶者	国税 花子 234567890123					
主たる給与から控除 B 扶養親族 (16歳以上) (※1.2.3.4.5)	1 国税 一郎 345678901234					
	2 国税 次郎 456789012345					
3						

※ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされて給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

※ 平成27年5月末現在の様式イメージであり、今後変更となる場合があります。最新の情報は、国税庁ホームページをご確認ください。

税に関するマイナンバーの詳しい情報は、随時お知らせいたします